

## 平成 30 年度第 1 回逗子市総合計画審議会 会議概要

日 時：平成 30 年 5 月 16 日（水）19：00～21：00

場 所：逗子市役所 5 階第 2 会議室

出席者：

【委員】出石会長、磯部副会長、倉田委員、佐藤委員、藤井委員、三原委員、  
柳澤委員、田倉委員、山口委員、佐野委員、中畷委員

【オブザーバー】平井市長

【事務局】福井経営企画部長、福本経営企画部次長、仁科企画課主幹、  
四宮専任主査、橋本主事（記録）

欠席者：3 人（渡邊委員、池谷委員、横地委員）

傍聴者：1 人

配付資料：

次第

資料 1 逗子市総合計画審議会条例

資料 2 逗子市総合計画策定条例

資料 3 逗子市総合計画審議会委員名簿

資料 4 総合計画・基幹計画・個別計画の一体管理へ

資料 4－2 進行管理スケジュール

資料 5 リーディング事業の進行管理について

資料 6 総合計画実施計画期間（8 年間）における進行管理のスケジュール

資料 7 （仮称）総合計画条例と総合計画審議会条例、総合計画策定条例の関係

資料 8 平成 29 年度第 3 回総合計画審議会での意見と市の見解

資料 9 （仮称）自治基本条例の検討における意見

資料 10 平成 30 年度総合計画審議会各回の審議内容

（参考 1）（仮称）自治基本条例制定の検討にあたっての総合計画に関すること

（参考 2）（仮称）自治基本条例の検討プロセス

（参考 3）（仮称）自治基本条例の構成と関連する条例の関係（想定）

議事概要：

### 1 開会

### 2. 委員委嘱

- 市長より、各委員へ委嘱状が交付された。
- 委員、事務局の順に自己紹介をした。

### 3. 会長、副会長の選出

- 資料1について、事務局から説明した。
- 会長は出石委員、副会長は磯部委員に決定した。

### 4. 総合計画審議会及び総合計画の進行管理について

- 資料3～5について、事務局から説明し、次の質疑応答及び意見があった。
  - ・住民自治協議会における地域づくり計画は、一言でいうとどのような計画か。
    - 各小学校区で、どういう地域にしていきたいかという市民の考えをまとめた計画である。
  - ・地域づくり計画の策定に当たっては、総合計画を念頭に置く必要があるのか。また、総合計画の住民コントロールとは、総合計画により住民がコントロールされるということか。
    - 地域づくり計画を進める過程で、地域担当職員が、総合計画の考え方を情報提供することを想定している。また、住民コントロールとは、住民が総合計画をコントロールしていくという意味である。
  - ・総合計画の住民コントロールと地域自治の住民コントロール等については、今後策定される「市民主権プラン」や「市民自治推進計画」に盛り込まれるべきではないか。

### 5. 部会員の指名

- 進行管理部会の部会員について、意向の確認を行った。
- 出石会長が次の委員を部会員に指名した。
  - ・公募委員から倉田委員、佐藤委員、藤井委員、渡邊委員
  - ・住民自治協議会から磯部委員、三原委員、柳澤委員、田倉委員
- 欠席の渡邊委員については、後日意向確認を行うこととした。

### 6. 総合計画の見直しについて

- 資料6について、事務局から説明し、次の質疑応答及び意見があった。
  - ・「情勢の変化」に当たらないと市で判断した箇所も含めて、総合計画審議会で見直しの必要性について議論をするという理解でよろしいか。
    - そのとおりである。
  - ・市長の交代は「情勢の変化」に当たるのか。
    - 市長の交代は、大きな情勢の変化であり、新たな市長が任命された場合には、実施計画見直しの可能性もある。

## 7. 総合計画に関する条例等について

- 資料7～10、参考1～3について、事務局から説明した。
- 市長が次の考えを述べた。
  - ・総合計画審議会や基幹計画、個別計画の審議会等における進行管理を明文化し、手続きも含めて、しっかりとルール化したいと考えている。
  - ・計画の策定プロセスをどのようにルールとして位置づけるかが大きなポイントである。
- 委員から次の意見があった。
  - ・総合計画に住民一人ひとりの意見を盛り込むことは難しいので、住民自治協議会という仕組みを使い、そこでつくられる地域づくり計画を総合計画につなげていくことが実際的と考える。
  - ・計画策定において、出てきた課題が、基幹計画、個別計画それぞれのレベルに応じて位置付けられる際に、市民の声がしっかりと反映される仕組みが大事である。
  - ・総合計画の策定プロセスや進行管理を実態に沿った形でルール化していくことは、大変大事である。皆でよく議論して、良い条例をつくっていきたい。
  - ・テーマ型の総合計画に対して、地域づくり計画は地域型の計画という話があったが、実際は地域づくり計画にもテーマ型の5本の柱に書かれている内容を位置付けており、共通の世界にいると認識している。
  - ・総合計画、自治基本条例のどちらも、市民と市長など市の関係者との約束という考え方であり、市の基本となる非常に重要なものである。

## 8. その他

次回の会議は8月22日（水）18:00～20:00、市役所5階会議室

## 9. 閉会